

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 4 月 1 日 (金) 第299号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○私立各種学校の廃止の認可	(学事法制課取扱い)	1
○生産事業者の登録	(森林経営課取扱い)	1
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定予定の通知 (3件)	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	3
○くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い)	4
○くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い)	4
○するめいかに関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い)	5
○漁船保険付保義務発生	(水産振興課取扱い)	5
○土地改良区の清算人の就任の届出	(農地整備課取扱い)	5
○県営土地改良事業の計画の決定 (2件)	(農地整備課取扱い)	5
○基本測量の終了	(監理課取扱い)	6
○公共測量の終了 (3件)	(監理課取扱い)	6
○道路の区域の変更 (2件)	(道路維持課取扱い)	6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件)	(鹿児島地域振興局取扱い)	7
	(大隅地域振興局取扱い)	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(大島支庁取扱い)	8

告 示

鹿児島県告示第330号

学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により, 私立各種学校の廃止を次のとおり認可した。

令和 4 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
伊佐市医師会立准看護学校	伊佐市大口鳥巢450	一般社団法人伊佐市医師会	令和 4 年 3 月 24 日	令和 4 年 3 月 31 日

鹿児島県告示第331号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第1項の規定により, 次のとおり生産事業者として登録した。

令和 4 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第8082号	田畑 孝介 曾於市財部町下財部4207 番地	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成	田畑 孝介 曾於市財部町下財部4207 番地

鹿児島県告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島郡十島村中之島字椎崎123番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市下高隈町3858番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 4 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市大隅町岩川字境田谷6907番，大隅町月野字稲葉崎1485番 5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 4 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市末吉町二之方字住吉3991番 1，3991番 2，3991番 4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第336号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 4 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
指宿市開聞十町字物袋5230番 8，字櫻5297番 1，5297番 3，5297番 4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

南九州市穎娃町郡字中園原10725番7

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第338号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

14.2トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.6トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	4.6トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.9トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	2.7トン

鹿児島県告示第339号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
8.9トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	4.4トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚） 漁業	3.6トン

鹿児島県告示第340号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県するめいか漁業	現行水準

鹿児島県告示第341号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、川内加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人指宿土地改良区の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

就任した清算人の氏名及び住所
 梶 弘昭 指宿市西方647番地
 上吹越光雄 指宿市西方4240番地
 西川路 實 指宿市西方2494番地
 今村 紀雄 指宿市西方163番地
 上西園正郎 指宿市東方2308番地

鹿児島県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業中山間地域農業農村総合整備（農業用排水施設整備，農道整備，農用地利用保全及び暗渠排水）松元地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
令和4年4月4日から同年5月2日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島市役所農地整備課

鹿児島県告示第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）大田地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年4月4日から同年5月2日まで
- 3 縦覧場所
伊佐市役所市民課

鹿児島県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和3年11月19日鹿児島県告示第1074号で告示した基本測量の実施は、令和4年3月9日終了した旨の通知があった。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第346号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島地域振興局長から令和3年10月1日鹿児島県告示第970号で告示した公共測量の実施は、令和4年3月11日終了した旨の通知があった。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第347号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、いちき串木野市長から令和3年6月25日鹿児島県告示第745号で告示した公共測量の実施は、令和4年3月15日終了した旨の通知があった。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第348号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から令和3年11月26日鹿児島県告示第1089号で告示した公共測量の実施は、令和4年3月16日終了した旨の通知があった。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	原口薩摩山崎 停車場線	薩摩郡さつま町久富木字椏ヶ谷1390番1地先から同町久富木字井手原1276番1地先まで	前	6.3～18.0	515.0
			後	8.4～34.3	512.7

鹿児島県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	宮之城祁答院 線	薩摩郡さつま町船木字桑田4647番1地先から同町船木字観音平5209番1地先まで	前	5.8～19.7	491.9
			後	11.3～29.7	453.3

鹿児島地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年4月1日

鹿児島地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスまあぶる	日置市東市来町神之川1078番地3	合同会社マーブルホースライド	日置市東市来町湯田3679番地3	糴形 尚子	令和4年3月1日	放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年4月1日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
S o L a	鹿屋市大浦町14013番地7	社会福祉法人若潮福祉会	鹿屋市高須町1389番地	永友 良一	令和4年4月1日	児童発達支援

大島支庁告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 4 月 1 日

大島支庁長 新川康枝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人与論町社会福祉協議会通所介護事業所	大島郡与論町大字茶花2643番地3	社会福祉法人与論町社会福祉協議会	大島郡与論町大字茶花2643番地3	大田 元茂	令和 4 年 3 月 1 日	生活介護
Blue Hand	奄美市名瀬大字知名瀬2478-3	特定非営利活動法人サポートあまみ	奄美市名瀬真名津町11番6-31号	福留 隆行	令和 4 年 3 月 1 日	就労継続支援 B 型